○中国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前	A 九・五〇～七・五〇メートル	一九・九四四キロメートル	上記A、B、及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 八・六八～二〇・六三	二〇・九九三	
		C 三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	
	後	A 九・五〇～七・五〇	一九・九四四	
		B 八・六八～二〇・六三	二〇・九九三	
		C 三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日　中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	二号
供用開始の区間	岡山県浅口郡里庄町大字新庄字太治郎開地五三四四番一から同町大字新庄字太治郎開地五三〇六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所
供用開始の期日	令和八年二月二十七日

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日　中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	九号
供用開始の区間	浜田市三隅町岡見二七一一番二から同市三隅町岡見二五五七番九まで
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所
供用開始の期日	令和八年二月二十七日

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	二百三十五号
供用開始の区間	北海道沙流郡日高町字美原三五〇番三から同道新冠郡新冠町字高江七〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
供用開始の期日	令和八年二月二十八日

国会事項

衆議院

質問書転送

二月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

行き過ぎた緊縮志向に関する質問主意書

財源に関する質問主意書

参議院

議事日程

二月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和八年二月二十六日（木曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

質問主意書提出

二月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二号）

関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三号）

人事異動

内閣

（総務省大臣官房付）総務事務官　内海　隆明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる（二月二十日）

（経済産業省大臣官房参事官）

経済産業事務官　立石　裕則

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（二月二十四日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事

小出　邦夫

東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所判事を命ずる

秋田地方裁判所判事兼秋田家庭裁判所判事・秋田簡易裁判所判事

伊藤　繁

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事

吉井　隆平

秋田地方裁判所判事に補する

秋田地方裁判所所長を命ずる

兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する

秋田家庭裁判所所長を命ずる

秋田簡易裁判所判事に補する

秋田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上二月二十二日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事武笠圭志は二月二十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年2月27日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	道路の種類	路線名	
結城市大字結城字公達9778番4から同市大字結城字公達9779番6までの上り線	一般国道	50号	
〃	〃	〃	結城市大字結城字公達9779番6から同市新福寺三丁目124番までの上下線
〃	〃	〃	結城市新福寺三丁目124番から同市新福寺五丁目3番2までの上り線